

庄原市楽笑座設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、庄原市楽笑座設置及び管理条例（平成17年条例第159号）の規定に基づき、庄原市楽笑座（以下「楽笑座」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第 2 条 楽笑座の施設又は器具を使用しようとする者は、使用申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 特別な設備をし、又は備品以外の物品を使用しようとする使用者は、その内容を記載した仕様書を前項に定める使用申請書に添付しなければならない。

3 市長は、第 1 項に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、楽笑座の管理運営に支障がないと認めたときは、使用許可書（様式第 2 号）を当該申請者に交付する。

4 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、直ちに使用料を納付しなければならない。

(使用の中止又は変更)

第 3 条 使用者が、使用を中止し、又は使用の内容を変更しようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出て、許可を受けなければならない。

(使用料の減免)

第 4 条 使用料の減免を受けようとする者は、減免申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、その旨及び減免の程度を使用許可書に記載する。

(遵守事項)

第 5 条 使用者及び入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用の許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。

(2) 使用の許可を受けた設備以外の設備を使用しないこと。

(3) 火災、盗難等の発生予防に留意すること。

(4) その他市長が必要と認める事項

(入館の制限)

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を拒否し、又は退館させることができる。

(1) 他人に迷惑をかける行為をする者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物品又は動植物を携行する者

(3) 市長の指示に従わない者

(4) その他市長が管理上支障があると認める者

(責任者の設置)

第7条 市長は、適正な使用及び使用中における施設内の秩序を保持するため、使用者に対し、責任者を置くことを命じることができる。

(損壊等の届出)

第8条 使用者及び入館者は、施設等を損壊し、又は滅失したときは、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(補則)

第9条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

様式（省略）